

特定行為研修を修了した 認定看護師の活躍

第2回

パナソニック健康保険組合松下記念病院
緩和ケア分野
特定認定看護師 松本晴美さん

※日本看護協会では、特定行為研修を修了し移行手続きを完了した認定看護師を「特定認定看護師」と呼称することができるとしています。

松下記念病院は、地域医療支援病院および大阪府がん診療拠点病院であり、地域包括ケア病棟や緩和ケア病棟を有する。同院の山口美裕紀看護部長は、患者が住み慣れた地域で生活するため、医療とケアをつなぐことができるのではないかと特定認定看護師の役割に期待を寄せる。

包括的なアセスメントに基づくケアを

同院で、一般病棟の師長をしていた松本晴美さんが、がん性疼痛看護認定看護師を目指したきっかけは、50歳代の終末期患者のケアに関わったことだった。疼痛を和らげる看護が思うようにできず、苦痛の緩和に理解を深めたいという思いから、2011年に資格を取得した。

その後、病棟師長と緩和ケアチームリーダーを兼務。同院の入院患者は、高齢者で、がんなどの手術対象者も多く、手術後には、せん妄を呈する患者もいる。高齢者患者のせん妄はアセスメントが難しく、痛みの対応に苦慮するジレンマを感じていた。医師とその場で相談ができなくても、看護師として痛みの緩和につながる

ケアを目指したいという思いを持った。また、病棟の看護師が、せん妄の対応に時間を要して疲弊している様子を目にしてきた。適切な対応を学び、認定看護師として知識をより深めてステップアップすることで、患者とスタッフに還元したい思いがあった。そんな中、上司とのキャリア面談で、自ら特定行為研修受講の希望を伝え、受講が決定した。

研修では、特に臨床推論の講義が印象に残っていると語る。患者の訴えから考えられる病気を挙げ、体系的に分析をする思考過程を学んだ。包括的にアセスメントを行うことで患者の全体像が整理でき、医師と看護師の考え方の相違を埋めることで、お互いの理解につながった。

17年に特定行為研修を修了した後は、緩和ケアチームの専従師長などを務め、がん相談支援室の立ち上げにも関わり、地域での相談に応じた。研修で学んだ知識を生かし、手順書に沿って、患者に適した薬剤投与の選択を行う。また、せん妄時の適切な薬剤使用について、医師、薬剤師との調整を行い、せん妄を起こす期間を減らすことで、入院期間の短縮につなげた。

地域でのサポートを見据えて

松本さんは20年10月から看護部の副部長とになった。直接患者のケアにあたる機会が減ったが、夜間管理当直師長として病棟をラウンドすると、スタッフからの報告、相談も多くあり、対応の評価も行っている。例えば、ある病棟では、痛みの訴えがない患者でも、一つ一つせん妄を起こす可能性をつぶしていくと、痛みが要因で引き起こしている可能性を見つけた。そのため、

痛みの訴えが起こる前に疼痛の軽減を行うことで、せん妄の出現率を減らすことにつな

がった。また、活動の大きな成果は、せん妄アセスメントシートを改良し、院内で統一して活用できるようにしたことだ。そして、院内の勉強会を積極的に行うことで、スタッフナースのせん妄や疼痛緩和に対する意識が高まり、病棟全体の、質の向上につながっている。

山口看護部長は、松本さんについて「特定行為研修で学んだ知識や技術を現場で生かすとともに、院内全体をさらに深くサポートしている存在」とその活躍を語ってくれた。

松本さんは、今後について、研修で得た最新の知識を共有し、院内だけではなく、併設する訪問看護事業所でのサポートについても見据え、地域でできるケアの質をより高めていきたいという。また、手順書については、既存の内容に基づき、医師と相談を重ねながら、より良いものとしていく展望を述べてくれた。



スタッフとカンファレンスを行う松本さん(右端)

【病院概要】病床数323床(うち、地域包括ケア病棟57床、緩和ケア病棟16床)、看護職員385人、認定看護師10分野15人 うち、特定認定看護師3人、特定行為研修受講中2人

【松本さんの修了した特定行為区分】栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、精神及び神経症状に係る薬剤投与関連